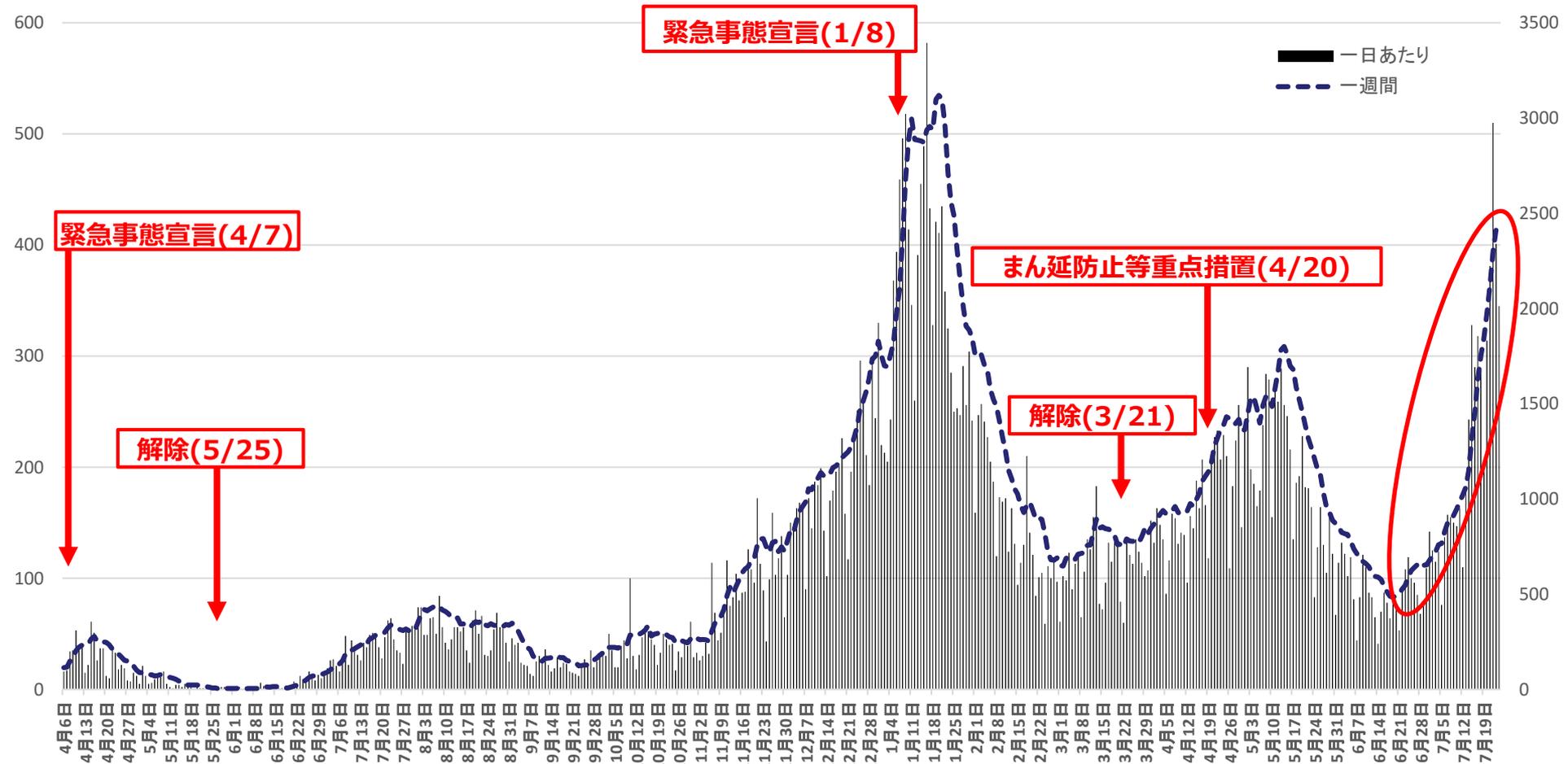


陽性者数の推移(日別)



警戒区域の指定

専門家会議諮問の目安

次に掲げる『アかつイ』、または『ウ』を満たした場合に諮問を行う。

地域的な陽性者の集中防止（ア）
【市町村の人口密度に着目】

かつ

市中の感染防止（イ）
【人口10万人当たりの新規陽性者数】

クラスター対策（ウ）
【クラスターの発生】

警戒区域に指定する市町

次に掲げる市町を「警戒区域」とする。

**飯能市、狭山市、入間市、
桶川市、坂戸市、幸手市、
吉川市、宮代町
（7市1町）**

「まん延防止等重点措置を講じる区域」の指定の是非については、今週、開催予定の専門家会議の意見を踏まえて決定する。

まん延防止等重点措置を講じる区域

警戒区域
(前回指定を含む)

